



4号 令和3年5月14日

<学校教育目標>

ともに伸びる

校長だより

呉市立市阿賀小学校
安宗 誠



緊急事態宣言の発令を受けて

5月16日から31日(予定)本県に緊急事態宣言が発令されることに伴い、呉市教育委員会が呉市保健所、広島県教育委員会等と協議の結果、呉市立学校においては、次のとおり対応する旨の指示がありました。何卒ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

緊急事態宣言発令に伴う呉市教育委員会からの指示(通知を引用)

(呉市に) ついては、レベル3の地域になりますので、5月16日(日)より、次のとおり対応してください。

また、今後の感染状況の変化により、対応が変わることがあります。

1 授業実施について

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(文部科学省2021.4.28.Ver6)」に沿って、より一層の感染拡大防止対策を講じた上で、これまでどおり実施する。

※ 施設の状況、児童生徒数により、学校の実情に応じて柔軟に対応すること

2 体育大会及び運動会について

・人流を抑制する観点から、無観客での実施とする。

・実施にあたっては、身体的距離の確保、マスクの着用、手指消毒、大声で応援しない。

時間短縮を行うなどの感染防止対策を徹底する。

・感染防止対策を一層徹底する観点から、「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」を行わない等、必要に応じて、競技方法等の見直しをする。

・可能であれば、行事の様子を撮影し、家庭に配信するなどの工夫をする。

緊急事態宣言に伴う本校としての留意点等

1 運動会については、この度の市教委通知と5月12日付校長便り保護者編3号でお知らせした内容が一致しているため、今のところ、実施内容に係る変更点はありません。

2 一人1台タブレットの活用について

この緊急事態下では、一人1台タブレットを学力向上のためのみならず、学校と児童、又、学校と家庭との速やかな連絡や共有等のために活用することとなりそうです。そのための現時点における主な留意点等については、次のとおりです。

(1) 「タブレット端末活用のルール」を厳守させる。・・・特に破損・紛失がないように。(学校でも指導済)

(2) 家庭への持ち帰り・充電練習の予定

5月17日(月)に各自タブレットを持ち帰り、パスコードをうって開いてみたり・・・さらに充電を完了させて、翌日18日(火)に持ってくる。5月24日(月)の週から本格的に家庭学習等のためにタブレットの持ち帰りを開始する。

3 引き続き、校内でのクラスターを回避するための様々な感染防止策を引き続き、厳格に徹底

4 下校後、週休日等における不要不急・人混みへの外出を極力回避(ご家庭のご協力をよろしくお願いいたします。)